

鳥取県告示第588号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年11月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年10月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成22年9月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人NEXT新しい地域社会を考える会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
塚本 保夫
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市目久美町23-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、児童・生徒および社会人（障がい者含む）、地域および社会に対して、教育活動および地域貢献・社会連携に関する事業を行い、地域社会に資する人材の育成および地域・社会の活性化に寄与することを目的とする。